

# 香川県広告事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 県は、県が管理する資産（県のホームページ、県が発行する刊行物等を含む。以下「県資産」という。）を有効活用することにより、民間事業者その他の事業者（以下「事業者」という。）の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、県の新たな財源を確保し、もって県民福祉の維持・向上を図ることを目的として広告事業を実施するものとし、その実施については、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において「広告事業」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 県資産を広告（事業者により、その事業活動のため常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものをいう。以下同じ。）の媒体（施設、刊行物その他の広告を表示することができるものをいう。）に供し、これに伴う広告料を徴収すること（法令、条例若しくは規則に特別の定めのある場合を除く。）
- (2) 県資産への愛称の付与を認め、これに伴う対価を徴収すること

## (県資産の適正な使用)

第3条 広告事業の実施による県資産の使用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）、香川県公有財産規則（昭和39年香川県規則第37号）その他の関係法令等の定めるところに従い、適正に行われなければならない。

## (広告事業の対象範囲等)

第4条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
  - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
  - (5) 個人の氏名を広告するもの
  - (6) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
  - (7) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
  - (8) その他県資産の性質等により表示することが適当でないと認められるもの
- 2 前項に定めるもののほか、国、地方公共団体その他の公共団体が公用若しくは公共のために表示し、又はこれらの委託を受けて表示されるもの、行政財産の使用許可に基づき事業所等を設置する者が、当該使用許可を受けた財産において当該事業所等の名称その他の自己の事業等の内容について表示するものその他広告料を徴収することが適当でないと認められるものについては、広告事業の対象としないことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、広告事業の対象範囲、広告料等については、政策部長が別に定める。

## (広告事案ごとに定める事項)

第5条 前条に定めるもののほか、広告事業の実施について必要な事項は、それぞれの広告事案ごとに、関係部局長が政策部長と協議の上、別に定める。

## (広告事業審査会)

第6条 広告の内容等を審査させるため、広告事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員長は予算課長の職にある者をもって充て、委員は財産経営課長、男女参画・県民活動課長、人権・同和政策課長、広聴広報課長、土木監理課長、都市計画課長及び教育委員会事務局総務課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、新たな広告事業を始めようとするとき、又は広告表示の可否について疑義が生じた場合において委員長が必要と認めるときに、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、広告事業を実施しようとする県資産を管理する権限を有する課、室等の長を審査会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

3 前項に定める場合のほか、委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 前条及び前各項に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月29日から施行し、平成19年度事業から適用するものとし、平成18年度事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。